

■ 法定協議会への移行が必要な理由

- ・人口減少及び少子高齢化、利用者の減少などにより、交通事業者や狭山市の負担が増加するなど、公共交通を取り巻く環境が厳しい状況となっている中、公共交通を維持、確保していくことは容易ではなくなっており、地域の移動手段を確保することがますます重要となっています。
- ・こうした課題を解消していくためには、多様な関係者が連携して、市内の公共交通を一体的に見直す必要があり、そのための協議を行う場として地域公共交通会議から法定協議会へ移行して地域公共交通計画を策定することが法律で定められています。

■ 地域公共交通会議と法定協議会の違い

- ・地域公共交通会議は、市内循環バス茶の花号のルートや運賃などに関する事、自家用有償旅客運送に関する事、新たな地域公共交通の実証運行に関する事を協議することが役割ですが、**法定協議会に移行することで地域公共交通計画の策定、事業の実施及び評価する役割が加わる**こととなります。
- ・法定協議会は日常生活に必要な交通手段の確保について協議する場として、まちづくりと連携しながら、地域全体の交通網を作り上げることを目指すほか、地域公共交通計画の策定やその運用を行う場となります。

	地域公共交通会議	法定協議会
法的根拠	道路運送法施行規則（第9条の3）	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（第6条）
主な協議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市内循環バス茶の花号の様態（路線定期・不定期、区域、運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から収受する対価に関する事項 ・新たな地域公共交通の導入、実証運行 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な事項 など ・道路運送法の各種特例（地域公共交通会議と同じ）
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・バス、タクシー、自家用有償旅客運送 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な交通モード（※鉄道も対象となる）
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市、埼玉県、運輸局、交通事業者、道路管理者、交通管理者（県警察）、学識経験者その他運営上必要と認められる者 ・住民又は利用者代表、交通事業者の運転者組織 	<ul style="list-style-type: none"> ・狭山市、埼玉県、運輸局、交通事業者、道路管理者、交通管理者（県警察）、学識経験者その他運営上必要と認められる者
追加構成員（案）	—	<ul style="list-style-type: none"> ・住民又は利用者代表、交通事業者の運転者組織 ※地域公共交通会議の構成員を満たす必要があるため。 ・鉄道事業者（西武鉄道株式会社） ※多様な交通モードが対象となるため。 ・学識者 ※専門的な視点からのアドバイスを受けるため、 ・狭山商工会議所など ※まちづくりの観点からの連携のため。